

認知症ケアパス 用語解説集 (五十音順)

あ

■安心見守りサービス

民間企業(警備会社等)が、有料で見守りや緊急時の駆けつけ等を行う独自のサービス。月額での契約が多い。

か

■介護予防教室

高齢者サロン等において、介護予防活動に自主的に取り組めるよう支援するために開催する、運動や栄養に関する講座。1団体につき年2回程度まで。

お問い合わせは、高齢福祉課(TEL:0994-31-1116)まで。



■かかりつけ医

健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介する、身近で頼りになる医師のこと(引用:日本医師会)。

■かかりつけ薬局

使用している処方薬・市販薬などの情報を把握し、飲み残しや重複、副作用などがなかなど1つの薬局で継続的にチェックし、いつでも気軽に相談できる地域に密着した薬局(薬剤師)のこと(引用:日本薬剤師会)。

き

■居宅サービス(介護保険)

介護保険サービスのうち、居宅(在宅)において利用できるサービス。訪問を受けるサービス(訪問介護、訪問リハビリ、訪問看護等)や、施設に通うサービス(通所介護、通所リハビリ)、短期間の入所サービス(ショートステイ)、地域密着型サービス(小規模多機能居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)がある。その他、福祉用具(ベッド、車いす等)の貸与や特定福祉用具販売、住宅改修費支給サービスあり。介護認定に応じたサービスの組み合わせが可能。

■筋力向上トレーニング事業(通所型サービスC)

介護予防・日常生活支援総合事業のなかの一つ。機器を使用した短期集中的な筋力向上トレーニングを受けることができる。

要支援1・2の認定を受けている方や、基本チェックリストによって生活機能の低下がみられた人(事業対象者という)が利用可能。

お問い合わせは高齢福祉課または鹿屋市地域包括支援センター(TEL:0994-45-6969)まで。

け

■ケアマネジャー(介護支援専門員)

利用者の意向や状態に合った適切な介護保険サービスが利用できるよう、ケアプラン(サービス計画)作成や事業所との調整等、介護サービスを全体的にマネジメントする役割を担う。

要支援1・2の場合は地域包括支援センター、要介護1~5の場合は居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーを選定し、契約することとなる。

こ

■高齢者サロン

高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らし続けられるために、地域交流の拠点で地域住民が主体となって運営・活動している。公民館や個人宅で月1回程度、レクリエーションや体操等を行っている。お問い合わせは、鹿屋市社会福祉協議会(TEL:0994-44-2951)まで。

■高齢者大学

学習センターや公民館等において開催される、高齢者等を対象とした教養講座(生涯学習)。

健康・生きがいづくりの場となっている。



さ

■在宅福祉アドバイザー

地域で生活している高齢者等の要援護者に対し、民生委員や町内会長と連携を図りながら見守り・声かけを通して安否確認を行う。

■在宅福祉サービス

鹿屋市が高齢者に対して実施している独自のサービス。

はり・きゅう施術料や公衆浴場利用、敬老バス乗車賃の助成をはじめ、訪問給食サービス、徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与、緊急通報装置貸与等あり。お問い合わせ及び申請は高齢福祉課まで。

し

■社会福祉協議会

地域福祉の推進を図る民間非営利団体で、全国の市町村ごとに設置されている。住民・民間組織・行政組織との橋渡し役を担い、地域づくりに関すること、ボランティア活動、権利擁護に関すること、生活福祉基金の貸付や赤い羽根共同募金に関する活動等を行っている。

■施設サービス(介護保険)

在宅での生活が困難となった場合に、施設に入所して必要な介護・医療等のケアを受けられるサービス。

介護認定の有無や認定区分等の入所要件あり。状態に応じた施設の選定が必要。施設の種類としては特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム等がある。

せ

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方に対し、権利を守る援助者(成年後見人等)を選び法律的に支援する制度のこと。

判断能力が不十分になる前の備えとなる任意後見制度と、判断能力が不十分になった際の法定後見制度の2パターンがある。

法定後見制度は、家庭裁判所が本人の判断能力に応じて、補助・保佐・後見の3類型から適切な援助者を選任する。

申立ては本人が住所地を管轄する家庭裁判所で、本人・配偶者・四親等内の親族等が申立てることが可能。



ち

■地域包括支援センター

高齢者の介護・健康・福祉・医療・生活に関する総合相談窓口。

鹿屋市では、鹿屋市医師会に業務を委託し運営している。基幹型のセンター1か所(TEL:0994-45-6969)、市内に9か所のサブセンターを設置。介護など日常生活に関する困りごとがあればお気軽にご相談ください。

に

■日常生活自立支援事業

認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方が安心して生活できるように、①福祉サービスの利用援助(利用に関する手続き等の支援)、②日常的金銭管理サービス(公共料金や日常生活上の支払い・払戻しの支援)、③書類等の預かりサービスを、本人との「契約」に基づきサービスを提供する(1回の訪問・支援につき1,200円の費用負担あり)。お問い合わせは社会福祉協議会権利擁護推進センター(TEL:0994-44-1968)まで。

■認知症サポート医

かかりつけ医の相談に対する助言・支援を行い、地域包括支援センター等への協力や連携を推進する役割を持つ医師のこと。

鹿屋市内の認知症サポート医に関する情報は、市ホームページ内の認知症サポート内に掲載しているほか、県内の認知症サポート医は鹿児島県ホームページ内に掲載。

■認知症疾患医療センター

認知症に関する鑑別診断や治療、専門医療相談などを行う医療機関。鹿児島県が2次医療圏ごとに設置し、県内には11か所設置されている。肝属保健医療圏(2市4町)には1か所設置(メンタルホスピタル鹿屋)。

■認知症の人と家族の会

認知症の本人や介護家族だけでなく、誰もが入会可能な団体で、会員は全国1万人以上。各都道府県に支部があり、鹿児島県支部は鹿児島県社会福祉センター2階(鹿児島市鴨池新町1-7、TEL:099-257-388)。つどいによる仲間との交流や電話相談活動を行っている。

ほ

■訪問看護

看護師が医師の指示により自宅を訪問し、病気や障害に対する看護ケアを行う(各処置、状態の悪化防止や日々の健康管理、適切なアドバイス等)。医療保険・介護保険を利用することとなるが、どちらの保険が適用となるかは本人の年齢や状態によって異なる。

■訪問診療

様々な理由により、病院へ受診することが困難な方に対し、定期的に医師や看護師が自宅・施設を訪問し、計画的な診療を行う。診察・治療・処方・療養相談・指導のほか、緊急時など24時間体制で臨機応変に在宅での療養をサポートする。

■訪問理美容

外出が困難な方に対し、医療・介護の知識を持つ理容師・美容師が自宅や施設を訪問し、ヘアカットを中心とした理美容サービスを提供する。

み

■見守り隊

町内会を単位として、住民が主体的に高齢者等の対象者宅を訪問・見守りや、地域の安全活動を行う有志のこと。
※全町内会にあるわけではありません。



■見守り協定

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う仕組みとして見守りに協力いただける団体と市が協定を締結。

- 鹿児島相互信用金庫・鹿屋市民生委員児童委員協議会
- 日本郵政株式会社

■民生委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた社会福祉の増進に努める方々。地域住民の身近な相談相手として、地域を周り必要な支援や関係機関への繋ぎを担う。

も

■もの忘れ相談医

適切な認知症診断の知識・技術を持ち、家族からの悩みを聞く姿勢を習得する研修を受けた、身近な地域における様々な診療科のかかりつけ医のこと。

鹿屋市内のもの忘れ相談医に関する情報は、市ホームページ内の認知症サポート内に掲載しているほか、県内のももの忘れ相談医は鹿児島県ホームページ内に掲載。



■有償サービス

○有償ボランティア

町内会において、事前に利用者・支援者の登録を行い、チケットを購入した利用者が希望した際に、ゴミ出しや草刈り、電球交換など、ちょっとした困りごとを住民同士で助け合い支え合う仕組み。※全ての町内会に有償ボランティアの仕組みがあるわけではありません。



○ワンコインサービス

シルバー人材センターが行う、暮らしのちょっとした困りごと（10分程度の100円コース：ゴミ出し・洗濯物干し等、30分程度の500円コース：ゴミ分別とゴミ出し・電球交換等）をワンコインで代行するサービス。

利用要件は①65歳以上の独居者②65歳以上の高齢者のみ世帯③障害を持つ独居者のいずれかで、事前にワンコイン利用券購入が必要。お問い合わせは鹿屋市シルバー人材センター（<鹿屋・輝北・吾平>TEL：0994-40-3382、<串良>TEL：0994-63-8198）まで。

○福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人が、高齢者や障害者など、様々な理由により公共交通機関を利用が困難な方を対象に行う有償移送サービス。



通院など目的地に対し有償で移送を行い、必要に応じて付き添いのサービス等を利用することも可能。

上記情報は、あくまでも簡単にまとめたものになります。
詳しくお知りになりたい場合は、記載しているお問い合わせ先や
高齢福祉課、地域包括支援センターまでご連絡ください。

*鹿屋市高齢福祉課

TEL：0994-31-1116

*鹿屋市地域包括支援センター TEL：0994-45-6969

作成：令和3年6月 鹿屋市高齢福祉課